

平成25年住宅・土地統計調査試験調査 実施計画（案）

1 調査の目的

この試験調査は、平成25年住宅・土地統計調査の実施に先立ち、調査事項・調査票設計、調査方法、調査事務等に関する事項について実地の検証を行い、本調査の実施計画の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

なお、一部の調査区を住生活総合調査試験調査（国土交通省所管）の調査区と同一の調査区（以下「同時実施調査区」という。）とし、住生活総合調査との同時実施に係る検証を行う。

2 検証事項

次の事項について検証する。

(1) 調査事項及び調査票設計

- ア 選択肢区分等を変更した調査事項の記入状況
- イ 調査票設計

(2) 調査方法

- ア 調査票の回収方法、記入者手当有無別の調査票の回収状況及び記入状況
- イ 郵送提出された調査票の受付・整理方法及び調査票未提出世帯に対するフォローアップ回収の方法
- ウ プレプリントした単位区設定図による調査対象の確認方法

(3) 調査事務

- ア 地域特性別の事務量（市町）
- イ 調査票の受付・整理・審査に係る事務量（市町）
- ウ 調査員の事務量（調査票未提出世帯への対応を含む）

(4) 住生活総合調査試験調査との同時実施（同時実施調査区）

- ア 調査関係書類・用品の設計、利用状況
- イ 調査票回収状況及び記入状況
- ウ 事務の流れ、事務量

3 調査の実施方法

調査は、以下の2つの方法により行う。

(1) 調査員回収方式（任意封入提出方式）

調査員が調査票を配布し、世帯から収集する方式。世帯は必要に応じて調査票を所定の封筒に封入した上で調査員に提出する。なお、封入せずに提出された調査票は、調査員が所要の検査を行う。

(2) 郵送回収方式（任意封入提出方式併用）

調査員が調査票を配布し、世帯は郵送により調査票を提出する方式。ただし、世帯の希望に応じて調査票を調査員に提出することも認める。なお、封入せずに提出された調査票は、調査員が所要の検査を行う。

調査票の取集期限までに調査票を未提出の世帯については調査員が訪問の上、調査票を取集する（フォローアップ回収）。

4 調査の時期及び日程

(1) 調査の時期

調査は、平成24年7月3日(火)午前零時現在によって行う。

(2) 調査の日程

都府県・市町事務打合せ会：5月中旬

調査員事務打合せ会：6月中旬

調査地域の確認及び調査対象名簿の作成：6月下旬

実地調査

調査票の配布：6月25日(月)～7月2日(月)

調査票の取集：7月3日(火)～7月9日(月)

フォローアップ回収：7月10日(火)～7月12日(木)

調査票審査会：7月中旬～下旬

調査書類の統計局への提出：7月下旬

調査員報告会：8月上旬

都府県・市町事後報告会：8月上旬

5 調査の地域

(1) 対象市町

東京都：世田谷区、荒川区

愛知県：名古屋市(中川区)、知多郡南知多町

京都府：京都市(上京区)、与謝郡与謝野町

岡山県：岡山市(南区)、高梁市

熊本県：八代市、荒尾市

(2) 調査区

上記(1)の区域に属する平成22年国勢調査調査区(一般調査区)の中から以下の地域特性ごとに120調査区を選定する。なお、120調査区のうち、40調査区については同時実施調査区とする。

ア 一戸建住宅の多い調査区

イ 共同住宅で高齢者の居住する割合が高い調査区

ウ 共同住宅でオートロックマンション・ワンルームマンションのある調査区

エ 新興住宅(概ね5年以内に建築された住宅とする)が多い調査区

オ 面積の広い調査区

6 調査の対象

調査の対象は、調査の時期において、調査の地域内にある住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯(1調査区当たり17住戸・世帯、合計約2,000住戸・世帯)とする。

7 調査事項

調査票(別記様式)により、次の事項を調査する。

(1) 住宅等に関する事項

ア 居室の数及び広さ

イ 所有関係に関する事項

ウ 敷地面積

エ 敷地の所有関係に関する事項

(2) 住宅に関する事項

ア 構造

- イ 階数
- ウ 建て方
- エ 種類
- オ 建築時期
- カ 床面積
- キ 建築面積
- ク 家賃又は間代に関する事項
- ケ 設備に関する事項
- コ 増改築及び改修工事に関する事項
- サ 腐朽・破損の有無
- シ 世帯の存しない住宅の種別
- (3) 世帯に関する事項
 - ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
 - イ 種類
 - ウ 構成
 - エ 年間収入
- (4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
 - ア 従業上の地位
 - イ 通勤時間
 - ウ 現住居に入居した時期
 - エ 前住居等に関する事項
 - オ 子に関する事項
- (5) 住環境に関する事項
- (6) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 所在地
 - ウ 面積に関する事項
 - エ 利用に関する事項

8 調査の主要事務

調査の主要事務は、以下のとおりとする。

- (1) 調査の流れ

調査は、総務省（統計局）－都府県－市町－調査員－世帯の流れにより行う。
- (2) 都府県の事務
 - ア 調査員の任命及び統計局への報告
 - イ 調査の実施状況の把握
 - ウ 調査票審査会の開催
 - エ 調査書類の審査
 - オ 調査書類の提出
 - カ 調査の実施状況等の記録及び提出
- (3) 市町の事務
 - ア 調査員の選考・推薦
 - イ 調査員事務打合せ会の開催
 - ウ 調査対象の抽出

- エ 調査員に対する実地指導及び調査の実施状況の把握
- オ 調査票の回収状況の把握
- カ 調査票未提出世帯の確認及び調査員へのフォローアップ回収の指示
- キ 調査書類の審査
- ク 調査書類の提出
- ケ 調査員報告会の開催
- コ 調査の実施状況等の記録及び提出

(4) 調査員の事務

- ア 調査員事務打合せ会への出席及び自宅での準備
- イ 調査地域の確認及び調査区内住戸の把握
- ウ 市町への調査対象名簿の提出及び受領
- エ 調査票の配布、収集（郵送回収を除く）及び検査（郵送回収、封入提出調査票を除く）
- オ 調査書類の整理及び提出（郵送回収を除く）
- カ 調査の実施状況等の記録及び提出

9 調査及び申告の方法

(1) 調査の方法

調査は、調査員が、調査区内から抽出された住戸に関する所定の事項を外観等により把握し建物調査票に記入するとともに、そこに居住する世帯に対して調査票を配布し収集又は郵送により回収する方法により行う。

(2) 申告の方法

申告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯員が調査票に記入する方法により行う。ただし、調査票に記入する事項のうち、一部の事項については、世帯主若しくは世帯員又は建物の管理者の申告に基づき調査員が記入する方法による。

10 結果の検討

結果の検討は、次により行う。

- (1) 調査員は、調査状況、事務量等を記録する。
- (2) 総務省統計局、都府県及び市町の職員（以下「調査関係者」という。）は、調査員と共に実地に巡回し、その状況等を記録する。
- (3) 都府県は、調査関係者の出席の下、調査票審査会を開催し、審査結果を記録する。
- (4) 市町は、調査関係者の出席の下、調査員報告会を開催し、調査員から調査状況、意見・感想等を聴取する。
- (5) 総務省統計局は、調査終了後、調査関係者の出席の下、都府県・市町事後報告会を開催し、調査の実施状況等について報告を得るとともに、平成25年住宅・土地統計調査の実施方法等について検討を行う。
- (6) 総務省統計局は、調査票その他関係書類を審査・集計するとともに、調査の実施状況に関する所要の分析・評価を行う。

11 その他

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として、総務省が実施する。